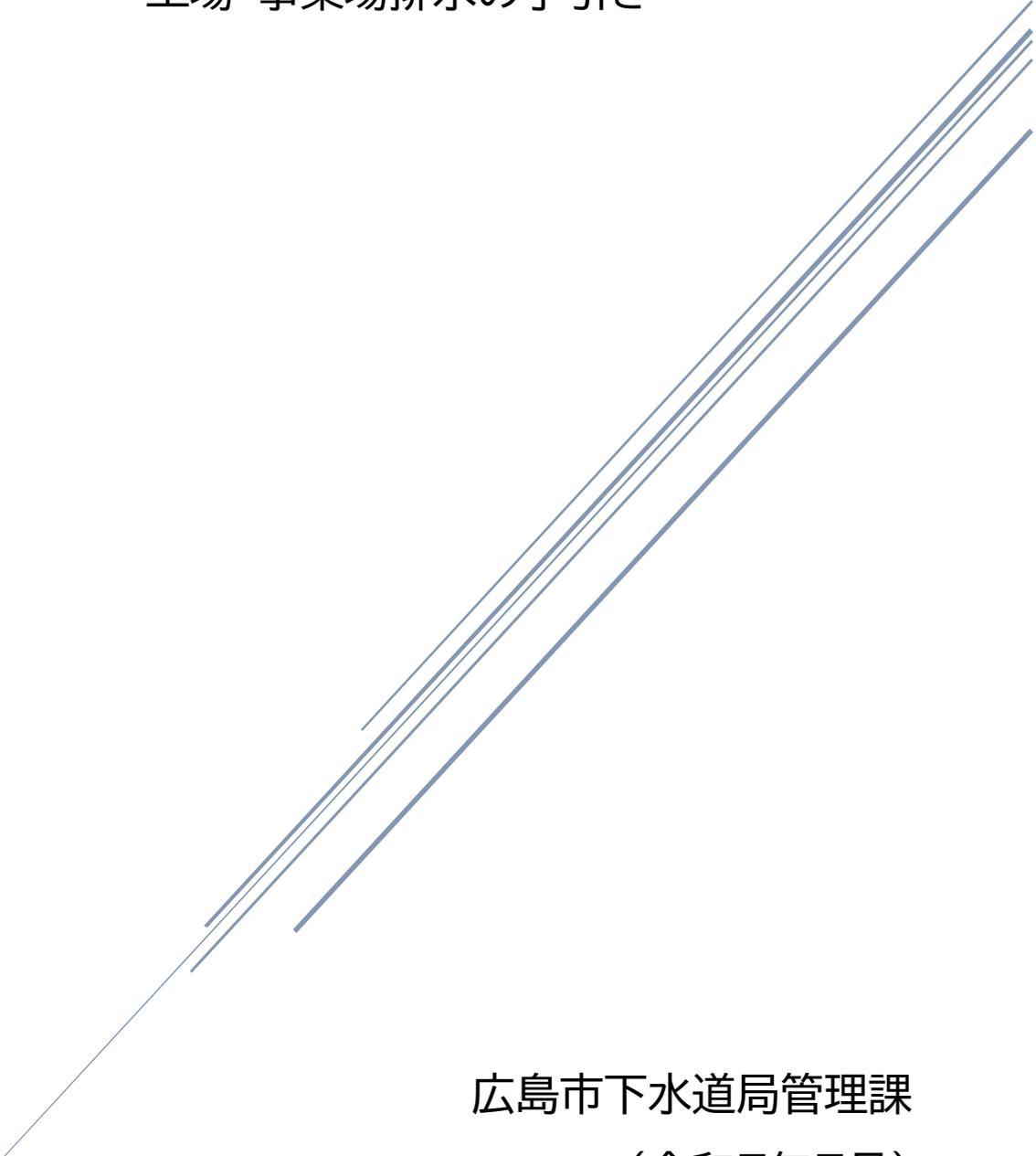


# 公共下水道を使用する事業者 のみなさまへ

工場・事業場排水の手引き



広島市下水道局管理課  
(令和7年7月)

## 目次

1 特定施設と特定事業場 .....	1
2 下水道への排除基準.....	2
3 特定施設に関する届出.....	4
4 除害施設に関する申請.....	6
5 公共下水道使用開始届出等.....	6
6 事故時の措置.....	8
7 水質の測定義務.....	8
8 公共下水道管理者(広島市)の指導等 .....	9
8.1 排水設備等の検査(法第13条).....	9
8.2 改善命令等(法第37条の2).....	9
8.3 報告の徴収(法第39条の2).....	9
9 資料.....	10
(1) 暫定下水道排除基準.....	10
(2) 水質汚濁防止法施行令 別表第1.....	11
(3) ダイオキシン特措法施行令 別表第2.....	15
(4) 特定施設設置届出書(様式第6)の記載例.....	16
(5) 特定施設の構造等変更届出書(様式第8)の記載例.....	23
(6) 水質測定記録表(様式第13).....	30
(7) 水資源再生センターと処理区域.....	31

手引き中の届出等の様式は、広島市のホームページからダウンロードできます。



ページ番号からさがす

1003113

表示

下水道は、生活排水や事業場排水などの汚水をきれいにして川や海にかえすという大切な役割を果たしています。

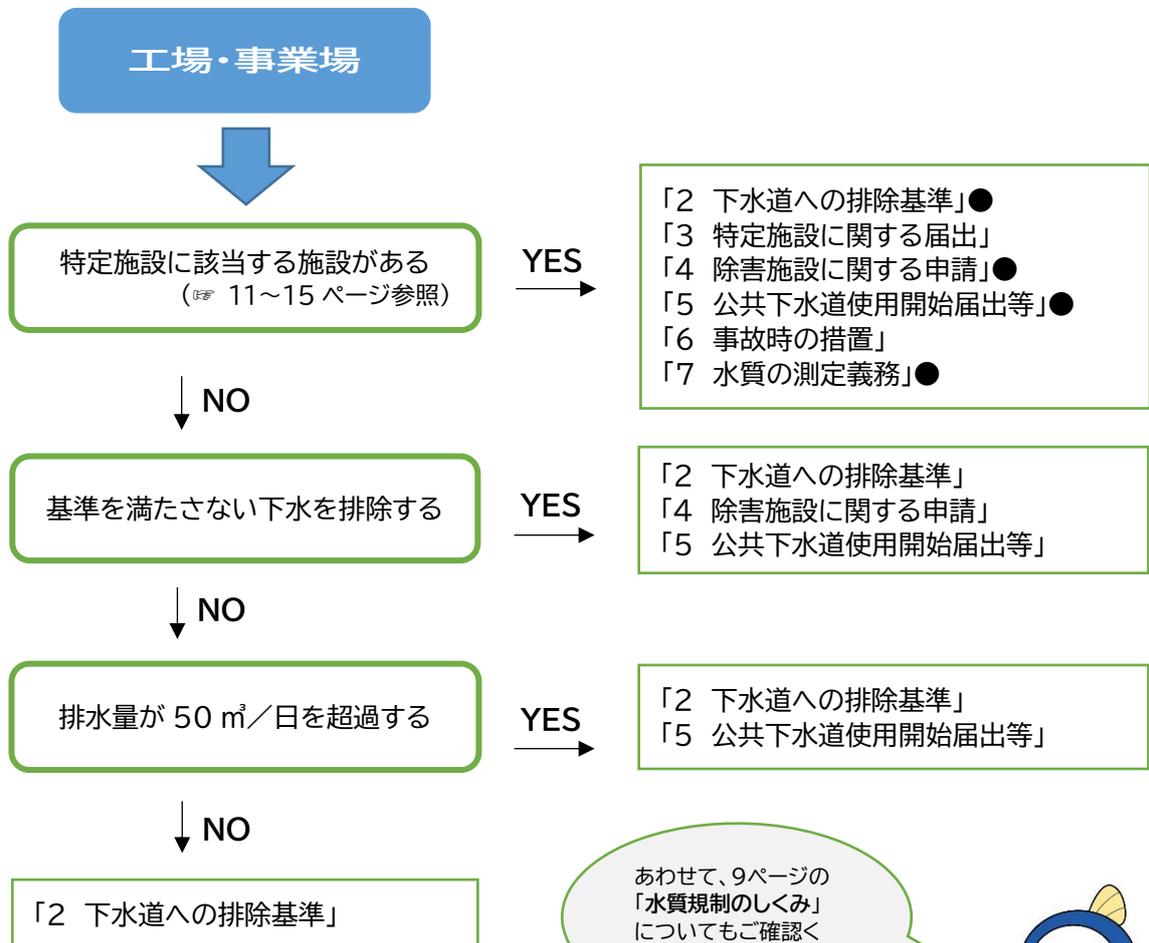
ところが、事業場排水の中に有害物質などが含まれていると、下水道施設が腐食したり、水処理能力を低下させたりするなど、その役割を果たすことができなくなります。

下水道の機能を維持するために、下水道法や広島市下水道条例(以下「市条例」といいます。)では、下水道に排除される水質を規制しています。

## 1 特定施設と特定事業場

特定施設<sup>1</sup>とは、人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのあるものを含む汚水を排出す施設であって、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433 号)別表第二に掲げる施設のことです。(下水道法第 11 条の2)

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)(以下「法」といいます。)においても、これらの特定施設を設置する工場または事業場を特定事業場として、一般の事業場と区別した厳しい規制を行なっています。



1 特定施設のうち、「旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(温泉を利用するものを除く。)」については、その規制の一部のみが適用されます。適用されるものについて、この手引きでは「●」で示しています。

## 2 下水道への排除基準(法第 12 条の2、第 12 条の 11)

下水道に流す下水の水質については、法や市条例などにより基準が設けられています。

特定施設を設置していなくても、基準に適合しない下水を継続して公共下水道に流そう(排除しよう)とする場合は、除害施設の設置または必要な措置を講じなければなりません。(※ 6ページ参照)

なお、特定施設の設置者が基準に適合しない下水を流した場合、直ちに罰せられること(直罰規定)があります。(法第 46 条)

広島市における下水道排除基準は、次のとおりです。

直罰規定が適用される基準を  で、除害施設の設置に係る基準を  で示しています。

### 【生活環境項目等】

項目	対象者	特定事業場			その他の事業場●	
		排水量 <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満 30 m <sup>3</sup> /日以上 <sup>3</sup>	排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満	排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満
クロム及びその化合物		2 mg/L 以下			2 mg/L 以下	
フェノール類		5 mg/L 以下	5 mg/L 以下		5 mg/L 以下	
銅及びその化合物		3 mg/L 以下	3 mg/L 以下		3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物 <sup>4</sup>		2 mg/L 以下	2 mg/L 以下		2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
生物化学的酸素要求量(BOD)		600 mg/L 未満			600 mg/L 未満	
浮遊物質( S S )		600 mg/L 未満			600 mg/L 未満	
窒素含有量		240 mg/L 未満	240 mg/L 未満		240 mg/L 未満	
リン含有量		32 mg/L 未満	32 mg/L 未満		32 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下		5 mg/L 以下	
	動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下		30 mg/L 以下	
水素イオン濃度( pH )		5を超え9未満	5を超え9未満		5を超え9未満	
温度		45℃未満				
汚濁物質消費量		220 mg/L 未満				

2 一日当たりの平均的な排水の量。

3 排水量 30 m<sup>3</sup>/日以上「シアン又はクロムを使用する特定事業場」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場」については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 46 年広島県条例第 69 号)の基準が適用されます。

4 特定の業種については、暫定下水道排除基準が適用されます。(※ 10 ページ参照)

【有害物質】

項目	対象者	特定事業場			その他の事業場●	
		排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満 30 m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満	排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下	
シアン化合物		1 mg/L 以下			1 mg/L 以下	
有機燐化合物		1 mg/L 以下			1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物 <sup>4</sup>		0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下	
砒素及びその化合物		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L 以下			0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物		検出されないこと			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L 以下			0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン		0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素		0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L 以下			0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L 以下			1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L 以下			0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L 以下			3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下	
チウラム		0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下	
シマジン		0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下	
チオベンカルブ		0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下	
ベンゼン		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物 <sup>4</sup>	A <sup>5</sup>	10 mg/L 以下			10 mg/L 以下	
	B <sup>6</sup>	230 mg/L 以下			230 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物 <sup>4</sup>	A	8 mg/L 以下			8 mg/L 以下	
	B	15 mg/L 以下			15 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L 以下			0.5 mg/L 以下	
ダイオキシン類 <sup>7</sup>		10pg-TEQ/L 以下			10pg-TEQ/L 以下	

5 A:千田・江波・和田処理区内の事業場に適用。(以下、同じ。)

6 B:旭町・西部・東部(旧大州処理区を含む。)処理区内の事業場に適用。(以下、同じ。)

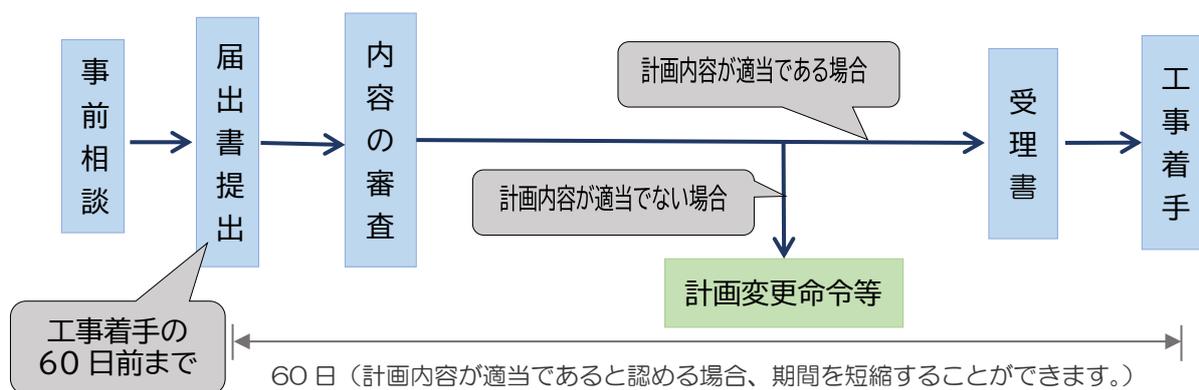
7 ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設からの下水を処理する処理場に下水を排除しようとする事業場にあつては、除害施設の設置基準として適用されます。



「特定施設設置届出書」もしくは「特定施設の構造等変更届出書」による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ特定施設の工事等に着手することができません。(法第12条の6)

この期間は、届出の内容を審査するために設けられたもので、審査の結果、「広島市の下水道排除基準」に適合しないと認められる場合、届出書が受理された日から60日以内に限り「特定施設の構造」、「使用の方法」、「汚水の処理の方法」に関する計画の変更や設置に関する計画の廃止を命じることがあります。(法第12条の5)

この命令に違反した者は、罰せられることがあります。(法第45条)



汚水と雨水を別々の下水管に集水する「分流式下水道」に接続する場合、雨水が直接公共用水域に流出するため、水質汚濁防止法に基づく届出も必要です。

汚水と雨水を同一の下水管に集水する「合流式下水道」に接続する場合であっても、有害物質を使用する特定施設を設置する場合、水質汚濁防止法に基づく届出が必要です。

「水質汚濁防止法に関するお問い合わせ」 環境局環境保全課水質係 TEL(082)504-2188

#### 4 除害施設に関する申請(市条例第 15 条、第 16 条)

特定施設を設置していなくても、次に掲げる下水を継続して公共下水道に流そうとする場合は、除害施設の設置または必要な措置を講じなければなりません。

- ①下水道の施設の機能を妨げまたは施設を損傷するおそれがある下水(市条例第 15 条)
- ②公共下水道からの放流水質を基準に適合させることを困難にさせるおそれのある下水(市条例第 16 条)

除害施設の設置または必要な措置を講じようとする場合、あらかじめその内容を申請し、計画が有効であるか確認を得るとともに、完了後に検査を受ける必要があります。(市条例第 17 条)

広島市長は、この規定に違反した者に対し、期限を定めて、除害施設の設置、改善その他水質の改善に必要な措置をするよう命じることができます。また、この命令に違反した者に対し、その者の排除する下水が法令の規定に適合することとなるまでの間、当該下水の排除を一時停止するよう命じることができます。(市条例第 18 条)

申請の種類	申請が必要な場合	申請の時期
除害施設等計画 確認申請書	除害施設を設け、または必要な措置をしようとするとき 〈市条例第 17 条第1項〉	あらかじめ
	確認を受けた事項を変更しようとするとき 〈市条例第 17 条第1項〉	
除害施設等完了 検査申請書	除害施設の設置または必要な措置を完了したとき 〈市条例第 17 条第2項〉	完了した日から5日以内に申請し検査を受けること

#### 5 公共下水道使用開始届出等(法第 11 条の2)●

継続して下表アンダーラインで示した水量又は水質の下水を公共下水道に流そうとする者は、あらかじめ、流そうとする下水の量又は水質及び使用開始の時期を届け出る必要があります。また、その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、変更の届出が必要です。

上記に該当しない場合であっても、特定施設の設置者は、使用開始の届出が必要です。

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の内容	届出の時期
公共下水道 (流域下水道) 使用開始(変更)届 (様式第4)	・日最大汚水量 50 m <sup>3</sup> 以上を下水へ排除しようとするとき ・排水量に関わらず、次【表】の水質基準を超える下水を継続して排除しようとするとき 〈法 11 条の2第1項〉	(1) 氏名・名称・住所、法人にあってはその代表者の氏名 (2) 排除場所 (3) 排水口数 (4) 排出汚水の水量及び水質 (5) 開始(変更)年月日 (6) 汚水の処理の方法及び処理施設の名称	あらかじめ
	届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするとき 〈法 11 条の2第1項〉		
公共下水道 (流域下水道) 使用開始届 (様式第5)	特定施設の設置者が、公共下水道を継続して使用しようとするとき(上欄に該当しない場合に限る) 〈法 11 条の2第2項〉	(1) 氏名・名称・住所、法人にあってはその代表者の氏名 (2) 排除場所 (3) 排水口数 (4) 開始年月日 (5) 特定施設の種類	あらかじめ

【表】公共下水道使用開始届出が必要となる下水の水質

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下	ほう素及びその化合物	A 10 mg/L 以下
有機燐化合物	1 mg/L 以下		B 230 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	A 8 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下		B 15 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	フェノール類	5 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	銅及びその化合物	3 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	300 mg/L 未満*
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	浮遊物質( S S )	300 mg/L 未満*
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	窒素含有量	150 mg/L 未満*
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	燐含有量	20 mg/L 未満*
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	ノルマルヘキサン	抽出物質含有量 動植物油脂類
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	抽出物質含有量	
チウラム	0.06 mg/L 以下	水素イオン濃度( pH )	20 mg/L 以下*
シマジン	0.03 mg/L 以下	温度	5.7 を超え 8.7 未満*
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	沃素消費量	40℃未満*
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	沃素消費量	220 mg/L 未満
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L 未満*

※:下水道排除基準(☞ 2ページ参照)より厳しい基準を定めている。

## 6 事故時の措置(法第 12 条の9)

特定事業場において、貯蔵タンクや配管の破損、操作ミス等により有害物質(※ 3ページ参照)又は油<sup>8</sup>を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに、事故の状況と講じた措置の概要を公共下水道管理者(広島市)に届け出なければなりません。

### 平日の連絡先

広島市下水道局管理部管理課水質管理係 (082)241-8250

### 夜間・休日時の連絡先

広島市役所 (082)245-2111 ⇒ 守衛室につながります。

なお、流出防止等の応急の措置が講じられていないと認められる場合には、応急の措置を講じるよう命じることがあります。

この命令に違反した者は、罰せられることがあります。(法第 46 条)

## 7 水質の測定義務(法第 12 条の 12)●

特定施設の設置者は、下水道法施行規則第 15 条の定めるところにより、排水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

この記録をせず、または虚偽の記録をした者は、罰せられることがあります。(法第 49 条)

測定の方法	「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和 37 年建設省令・厚生省令第1号)に規定する検定の方法によること。
測定項目及び回数	① 温度、水素イオン濃度(pH) ⇒ 排水の期間中1日1回以上 ② 生物化学的酸素要求量(BOD) ⇒ 14 日を超えない排水の期間中1回以上 ③ ダイオキシン類 ⇒ 1年を超えない排水の期間中1回以上 ④ その他の項目 ⇒ 7日を越えない排水の期間中1回以上
測定する試料	測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。
測定する場所	公共用下水道への排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で、公共用下水道による影響が及ばない地点で行うこと。
記録の様式	下水道法施行規則の別記様式第 13 による水質測定記録表(※ 30 ページ参照)によること。
記録の保存	5年間保存すること。

8 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

## 8 公共下水道管理者(広島市)の指導等

### 8.1 排水設備等の検査(法第 13 条)

公共下水道の機能及び構造を保全し、公共下水道からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、工場・事業場等に立入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査することができます。

この検査を拒み、妨げ、又は忌避した者については、罰せられることがあります。(法 49 条)

### 8.2 改善命令等(法第 37 条の2)

特定施設を設置する事業場から公共下水道へ流される下水の水質が「広島市の下水道排除基準」に適合しないおそれがあると認められる場合には、期限を定めて「特定施設の構造」、「使用の方法」、「汚水の処理の方法」の改善や「特定施設の使用」、「公共下水道への下水の排除の停止」を命じることがあります。

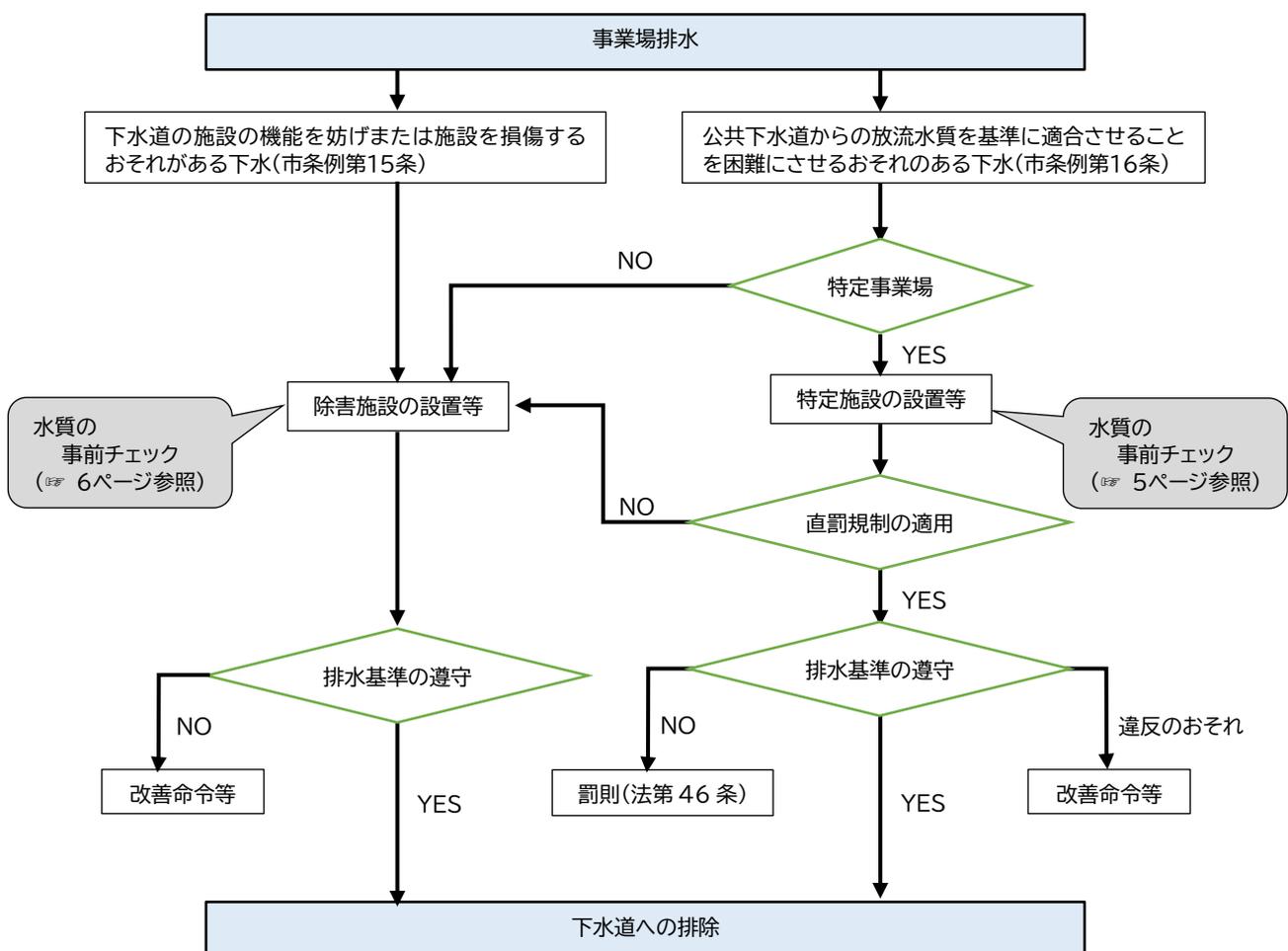
この命令に違反した者は、罰せられることがあります。(法第 46 条)

### 8.3 報告の徴収(法第 39 条の2)●

公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、特定施設の設置者等から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴収することができます。

この報告をせず、または虚偽の報告をした者は、罰せられることがあります。(法第 49 条)

## 水質規制のしくみ



## 9 資料

### (1) 暫定下水道排除基準

特定の業種については、暫定下水道排除基準が適用されます。

令和11年12月10日まで適用するもの

項目	業種その他の区分	基準値
亜鉛及びその化合物	電気めっき業	4mg/L 以下

令和9年3月31日まで適用するもの

項目	業種その他の区分	基準値
六価クロム化合物	電気めっき業	0.5 mg/L 以下

令和10年9月30日まで適用するもの

項目	業種その他の区分	基準値
ほう素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業 ★	30mg/L 以下
	電気めっき業 ★	30mg/L 以下
	金属鉱業 ★	100mg/L 以下
	旅館業(ほう素 500 mg/L 以下の温泉を利用するものに限る。)	300mg/L 以下
	旅館業(ほう素 500 mg/L を超える温泉を利用するものに限る。)	500 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業 ★	10 mg/L 以下
	電気めっき業(排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上であるものに限る。)	15mg/L 以下
	旅館業(排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上であり、昭和49年12月1日において現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る。)	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものを除く。)を利用するものであって、排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満であるもの又は昭和49年12月1日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30mg/L 以下
	電気めっき業(排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満であるものに限る。)	40mg/L 以下
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。)を利用するものであって、排水量 50 m <sup>3</sup> /日未満であるもの又は昭和49年12月1日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50mg/L 以下

★ 千田・江波・和田処理区内の事業場に限る。

(2) 水質汚濁防止法施行令 別表第1

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①選鉱施設 ②選炭施設 ③抗水中和沈でん施設 ④掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①豚房施設(豚房総面積 50㎡以上) ②牛房施設(牛房総面積 200㎡以上) ③馬房施設(馬房総面積 500㎡以上)
2	畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設(洗びん施設を含む。) ③湯煮施設
3	水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水産動物原料処理施設 ②洗浄施設 ③脱水施設 ④ろ過施設 ⑤湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③湯煮施設 ④濃縮施設 ⑤精製施設 ⑥ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設(流送施設を含む。) ③ろ過施設 ④分離施設 ⑤精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設(洗びん施設を含む。) ③搾汁施設 ④ろ過施設 ⑤湯煮施設 ⑥蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④真空濃縮施設 ⑤水洗式脱臭施設
12	動物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料浸せき施設 ②洗浄施設(流送施設を含む。) ③分離施設 ④洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ③ろ過施設 ④精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②湯煮施設 ③洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式脱臭施設 ②洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①まゆ湯煮施設 ②副蚕処理施設 ③原料浸せき施設 ④精練機及び精練そう ⑤シルケット機 ⑥漂白機及び漂白そう ⑦染色施設 ⑧薬液浸透施設 ⑨のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗毛施設 ②洗炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①湿式紡糸施設 ②リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 ③原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①湿式バーカー ②接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①湿式バーカー ②薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料浸せき施設 ②湿式バーカー ③碎木機 ④蒸解施設 ⑤蒸解廃液濃縮施設 ⑥チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ⑦漂白施設 ⑧抄紙施設(抄造施設を含む。) ⑨セロハン製膜施設 ⑩湿式繊維板成型施設 ⑪廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①自動式フィルム現像洗浄施設 ②自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②分離施設 ③水洗式破碎施設 ④廃ガス洗浄施設 ⑤湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②ろ過施設 ③カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ④群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ⑤廃ガス洗浄施設

27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②遠心分離機 ③硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ④活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ⑤無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ⑥靑酸製造施設のうち、反応施設 ⑦よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 ⑧海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 ⑨バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ⑩廃ガス洗浄施設 ⑪湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①湿式アセチレンガス発生施設 ②酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ③ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ④アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ⑤塩化ビニルモノマー洗浄施設 ⑥クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ベンゼン類硫酸洗浄施設 ②静置分離器 ③タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②蒸留施設 ③遠心分離機 ④ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ②ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ③フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ③遠心分離機 ④廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①縮合反応施設 ②水洗施設 ③遠心分離機 ④静置分離器 ⑤ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ⑥ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ⑦中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 ⑧ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 ⑨廃ガス洗浄施設 ⑩湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②脱水施設 ③水洗施設 ④ラテックス濃縮施設 ⑤スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①蒸留施設 ②分離施設 ③廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①廃酸分離施設 ②廃ガス洗浄施設 ③湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②分離施設 ③ろ過施設 ④アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ⑤アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ⑥アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ⑦イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 ⑧エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 ⑨2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち縮合反応施設及び蒸留施設 ⑩シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ⑪トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ⑫ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ⑬プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 ⑭メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ⑮メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 ⑯廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料精製施設 ②塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①脱酸施設 ②脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②石灰づけ施設 ③洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗施設 ②ろ過施設 ③ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ④廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①動物原料処理施設 ②ろ過施設 ③分離施設 ④混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ⑤廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設

49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①脱塩施設 ②原油常圧蒸留施設 ③脱硫施設 ④揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ⑤潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②石灰づけ施設 ③タンニンづけ施設 ④クロム浴施設 ⑤染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①研磨洗浄施設 ②廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①抄造施設 ②成型機 ③水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式破碎施設 ②水洗式分別施設 ③酸処理施設 ④脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式破碎施設 ②水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①タール及びガス液分離施設 ②ガス冷却洗浄施設 ③圧延施設 ④焼入れ施設 ⑤湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①還元ぞう ②電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ③焼入れ施設 ④水銀精製施設 ⑤廃ガス洗浄施設 ⑥湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①焼入れ施設 ②電解式洗浄施設 ③カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ④水銀精製施設 ⑤廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①タール及びガス液分離施設 ②ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。） ①沈でん施設 ②ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサン <small>の混合施設（前各号に該当するものを除く。）</small>
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ちゅう房施設 ②洗濯施設 ③入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）500㎡以上）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積360㎡以上）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積420㎡以上）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積630㎡以上）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積1,500㎡以上）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ①ちゅう房施設 ②洗浄施設 ③入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡以上。） ①卸売場 ②仲卸売場

70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	<p>科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>① 洗浄施設 ② 焼入れ施設</p> <p>※環境省令で定める「科学技術に関する研究等を行う事業場」は、次に掲げる事業場である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</li> <li>2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</li> <li>3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）</li> <li>4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設</li> <li>5. 保健所</li> <li>6. 検疫所</li> <li>7. 動物検疫所</li> <li>8. 植物防疫所</li> <li>9. 家畜保健衛生所</li> <li>10. 検査業に属する事業場</li> <li>11. 商品検査業に属する事業場</li> <li>12. 臨床検査業に属する事業場</li> <li>13. 犯罪鑑識施設</li> </ol>
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>第1号 汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が10㎡を超えるもの</p> <p>第3号 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 一日当たりの処理能力が5㎡を超えるもの</p> <p>ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2㎡以上のもの</p> <p>第4号 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が10㎡を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>第5号 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>イ 一日当たりの処理能力が1㎡を超えるもの</p> <p>ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2㎡以上のもの</p> <p>第6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が50㎡を超えるもの</p> <p>第8号 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの</p> <p>ロ 火格子面積が2㎡以上のもの</p> <p>第11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）</p> <p>第12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設</p> <p>第12号の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設</p> <p>第13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</p>
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

(3) ダイオキシン特措法施行令 別表第2

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設 ①硫酸濃縮施設 ②シクロヘキサン分離施設 ③廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設 ①水洗施設 ②廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設 ①ろ過施設 ②乾燥施設 ③廃ガス洗浄施設
10	2、3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設 ①ろ過施設 ②廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供する施設 ①ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ②ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ③ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ④熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 ①廃ガス洗浄施設 ②湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設 ①精製施設 ②廃ガス洗浄施設 ③湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設 ①ろ過施設 ②精製施設 ③廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉 <sup>9</sup> から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの ①廃ガス洗浄施設 ②湿式集じん施設
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
17	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設 ①プラズマ反応施設 ②廃ガス洗浄施設 ③湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(1から17まで及び19の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	1から17までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1から17までの施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(18の施設を除く。)

9 火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5㎡以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり50kg以上のものに限る。

(4) 特定施設設置届出書（様式第6）の記載例

様式第六（第八条関係）

# 特定施設設置届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

広島市長

申請者

住所 広島市中区南千田東町 7-1

電話番号 (082) 241-8250

氏名又は名称及び法人にあ 毛利石油販売株式会社

つてはその代表者の氏名 代表取締役 毛利 太郎

下水道法第12条の3第1項（~~下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第1項~~）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	毛利石油 千田SS	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	広島市中区南千田東町 7-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	71 自動式車両洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	門型洗車機	複数の施設を設置する場合は、明確に区別できるものとしてください。
特定施設番号及び名称	71 自動式車両洗浄施設	
型式	TORII社製 G-443型	
構造	別添第1図のとおり	主要寸法、原材料や用排水の出入口等を示した設計図やカタログなどを添付してください。
主要寸法	幅3.0×奥行2.0×高さ2.5(m)	整合があるか、確認してください。
能力	洗車台数20(台/h)	生産能力あるいは処理能力のいずれかの最大量を記載してください。(流し台であれば、シンクの容量(m <sup>3</sup> )など。)
配置	別添第2図のとおり	当該施設及びこれに関連する主要施設との配置、排水の流れがわかるものを添付してください。
設置年月日	年 月 日	記載不要です。
工事着手予定年月日	令和3年 3月 30日	
工事完成予定年月日	令和3年 3月 30日	
使用開始予定年月日	令和3年 4月 1日	
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	門型洗車機				
特定施設番号及び名称	71 自動式車両洗浄施設				
設置場所	別添第2図のとおり				
操業の系統	洗浄 ⇒ 乾燥				
使用時間間隔	断続 (8時~20時、約30回使用)				
1日当たりの使用時間	約90分				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	液体ワックス 2 (kg/日) 洗剤(中性) 3 (kg/日)				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7	6~8		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3	6		
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
		2.4	3.6		
その他参考となるべき事項	汚水の排出先: 油水分離槽				

工場・事業場において、特定施設を設置する場所を明示してください。

系統が複雑な場合は、「別添××のとおり」とし、系統図を添付してください。

季節変動がある場合は、「繁忙期●月~▲月は製造量2倍」「●月~▲月は休止」のように記載してください。

特定施設を含む作業工程で使用する原材料を記載してください。製品名を記載する場合は、安全データシート(SDS)や製品説明書などを添付してください。

汚水の量には循環水も含めますが、循環水がわかるように記載してください。

汚水の排出先を記載してください。  
(例)産廃業者に委託処分  
排水溝へ排出  
処理施設への排出 など

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	油水分離槽 No. 1		既設の処理施設がある場合は、その設置年月日を記載してください。						
処理施設の設置場所	別添第2図のとおり								
設置年月日	年	月	日	年	月	日			
工事着手予定年月日	令和3年	3月	30日	これから設置する場合に記載してください。					
工事完成予定年月日	令和3年	3月	30日						
使用開始予定年月日	令和3年	4月	1日						
種類及び型式	3槽式								
構造	別添第3図のとおり								
主要寸法	縦 1.95×横 0.6×高さ 0.6 (m)								
能力	10 (m <sup>3</sup> /日)		処理方式を複数組み合わせている場合には、「接触ばっ気・凝集沈殿・砂ろ過」のように、処理順に記載してください。						
処理の方式	浮上分離								
処理の系統	別添第2図のとおり								
集水及び導水の方法	自然流下								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	24時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	使用薬品なし								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	7	7	6~8	6~8				
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3	2	6	3				
	量 (m <sup>3</sup> /日)	2.4	2.4	3.6	3.6				
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 0.2 (t/月) 委託処分		事業所付近見取図に汚水(処理水)の排出経路を明示してください。						
排出水の排出方法	No. 1排水口へ								
その他参考となるべき事項			必要に応じ、処理対象となる特定施設等を記載してください。						

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。  
 2 排出水の排水方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

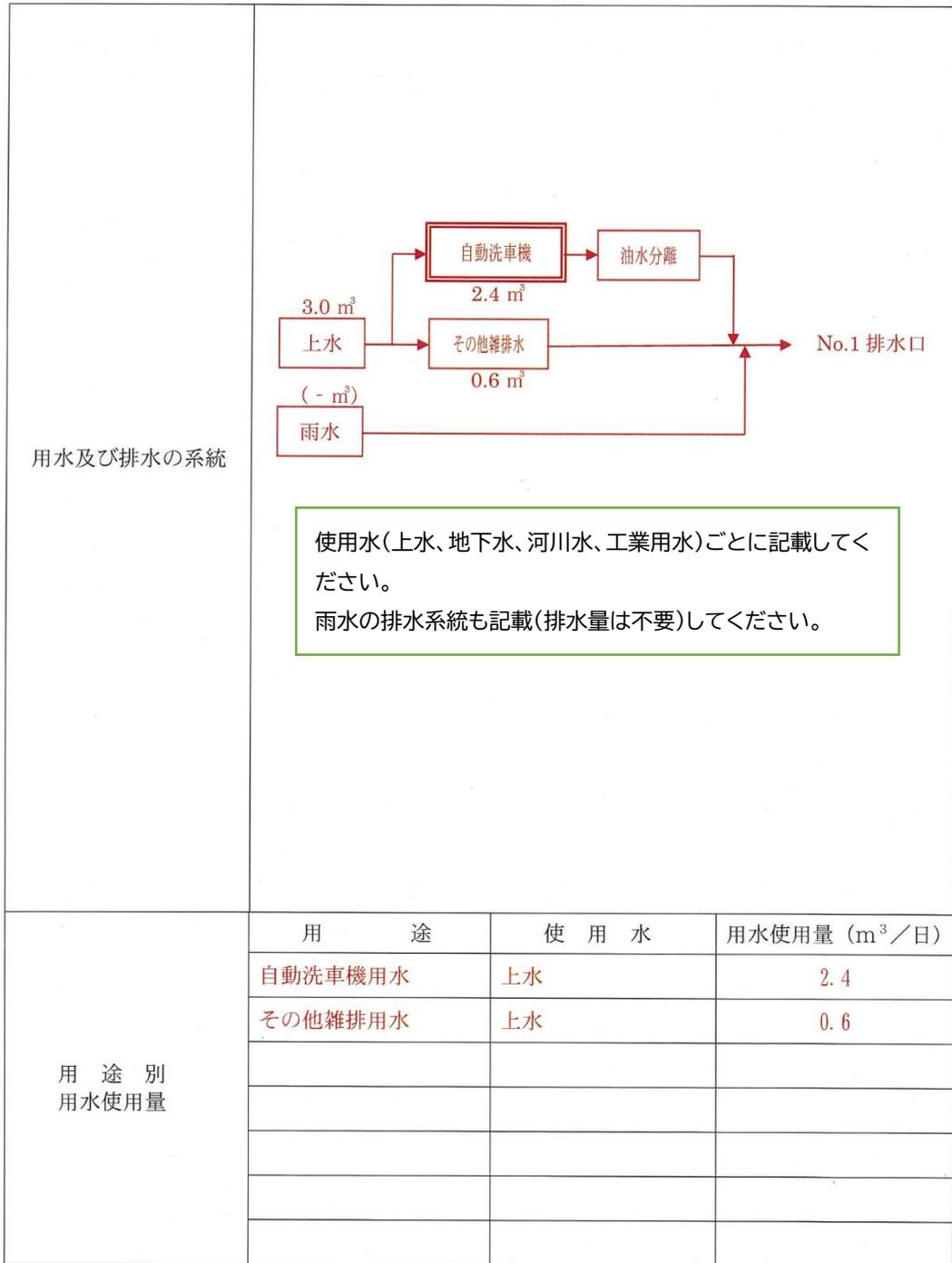
排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		No. 1 排水口			
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7	6~8		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	2	3		
雨水樹の場合、水質の記入は不要です。					
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
		3.0	4.2		
その他参考となるべき事項		汚水(自動洗車機・その他雑排水) 雨水			

複数の公共汚水樹・雨水樹を設置する場合には、それぞれが明確に区別できる名称としてください。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用 水 及 び 排 水 の 系 統



参 考 資 料

1 工場又は事業場周辺の見取図  
別添 第4図のとおり

2 工場又は事業場における建築物、施設などの配置図  
別添 第2図のとおり

別紙2の「設置場所」に同じ。

3 工場又は事業場全体の操業の系統  
車両洗淨 ⇒ 車両乾燥

別紙2の「操業の系統」に同じ。

4 工場又は事業場全体の特定施設の種別及び数  
(設置又は変更後の種別及び数を記入すること。)

号 番 号	名 称	数
7 1	自動式車両洗淨施設	1

5 主要製品名及びその主原料

主 要 製 品 名	主原料及びその使用量（1日当たり）

6 その他工場又は事業場についての参考事項

敷 地 面 積	2,505.38 m <sup>2</sup>	常時使用する従業員数	2名
建 物 の 延 べ 面 積	461.05 m <sup>2</sup>	操 業 時 間	8:00~20:00
資本の額又は出資の総額	1,000 万円	用 途 地 域	近隣商業地域

(5) 特定施設の構造等変更届出書（様式第8）の記載例

様式第八（第十条関係）

# 特定施設の構造等変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

広島市長

申請者

住所 広島市中区南千田東町7番1号

電話番号 (082) 241-8250

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

学校法人 千田学園

理事長 千田 花子

下水道法第12条の4 ~~（下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の4）~~の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	千田芸術学園	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	広島市中区南千田東町7-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	71-2（イ）洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

変更がない場合、別紙は省略可能です。

別紙1

特 定 施 設 の 構 造  
(変更なし)

工場又は事業場における施設番号	実験用流し台	
特定施設号番号及び名称	71-2 (イ) 洗浄施設	
型 式	TAKAYAMA 社製 スチールユニット	
構 造	別添第1図のとおり	
主 要 寸 法	幅 1.2×奥行 0.75×高さ 0.85 (m)	
能 力	シンクサイズ (幅 0.8×奥行 0.5×高さ 0.3 (m))	
配 置	別添第2図のとおり	
設 置 年 月 日	平成28年 3月 30日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その 他 参 考 と なる べき 事 項	1階 化学実験室	

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

変更前後がわかるように、記載してください。

別紙2

特定施設の使用方法  
(変更前) (変更後)

工場又は事業場における施設番号	実験用流し台	(左記に同じ)			
特定施設号番号及び名称	71-2 (イ) 洗浄施設	(左記に同じ)			
設置場所	別添第2図のとおり	(左記に同じ)			
操業の系統	化学実験	(左記に同じ)			
使用時間間隔	断続 (9時~17時)	(左記に同じ)			
1日当たりの使用時間	約90分 (学生実験の授業時のみ)	(左記に同じ)			
使用の季節的変動	なし	(左記に同じ)			
原材料 (消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	別添_試薬表のとおり  (有害物質) 六価クロム化合物	別添_試薬表 (変更後) のとおり  (有害物質) なし			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	4~10	3~11	4~10	3~11
	六価クロム化合物	ND	ND		
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	通常	最大	通常	最大
	1.0	1.0	1.2	0.8	1.0
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>試薬は全量回収 (廃棄物処理)</li> <li>試験に使用した器具の洗浄排水は中和処理施設へ排水</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>試薬は全量回収 (廃棄物処理)</li> <li>試験に使用した器具の洗浄排水は中和処理施設へ排水</li> </ul> <p>(六価クロム化合物含有試薬の使用を止めた。)</p>		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

変更前後がわかるように、記載してください。

別紙3

汚水等の処理の方法  
(変更前) (変更後)

工場又は事業場における施設番号	中和処理施設	(左記に同じ)							
処理施設の設置場所	別添第2図のとおり	(左記に同じ)							
設置年月日	平成28年 3月 30日	平成28年 3月 30日							
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日							
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日							
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日							
種類及び型式	ITO社製 T-8250	(左記に同じ)							
構造	別添第3図のとおり	(左記に同じ)							
主要寸法	幅3.0×奥行1.0×高さ1.5(m)	(左記に同じ)							
能力	1.0 m <sup>3</sup> /h	(左記に同じ)							
処理の方式	中和	(左記に同じ)							
処理の系統	酸・アルカリによる中和処理	(左記に同じ)							
集水及び導水の方法	自然流下	(左記に同じ)							
使用時間間隔	断続(9時~17時)	(左記に同じ)							
1日当たりの使用時間	約1時間	(左記に同じ)							
使用の季節変動	なし	(左記に同じ)							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	硫酸 0.1L 苛性ソーダ 0.1L	(左記に同じ)							
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4~10	5を超え 9未満	3~11	5を超え 9未満	4~10	5を超え 9未満	3~11	5を超え 9未満
	六価クロム化合物	ND	ND	ND	ND				
	量(m <sup>3</sup> /日)	1.0	1.0	1.2	1.2	0.8	0.8	1.0	1.0
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 0.05 m <sup>3</sup> /月 委託処分								(左記に同じ)
排出水の排出方法	排出口は別添第2図のとおり								(左記に同じ)
その他参考となるべき事項	最終排水口へ排除する (一定量貯留されたら中和処理が開始される。処理後、ポンプにより排除する)								(左記に同じ)

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。  
2 排出水の排水方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

変更前後がわかるように、記載してください。

別紙4

排出水の汚染状態及び量

(変更前)

(変更後)

工場又は事業場における施設番号		最終排水口		(左記に同じ)	
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	六価クロム化合物	ND	ND		
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常 5	最大 7	通常 4.8	最大 6.8
その他参考となるべき事項		実験排水・生活雑排水・雨水		(左記に同じ)	

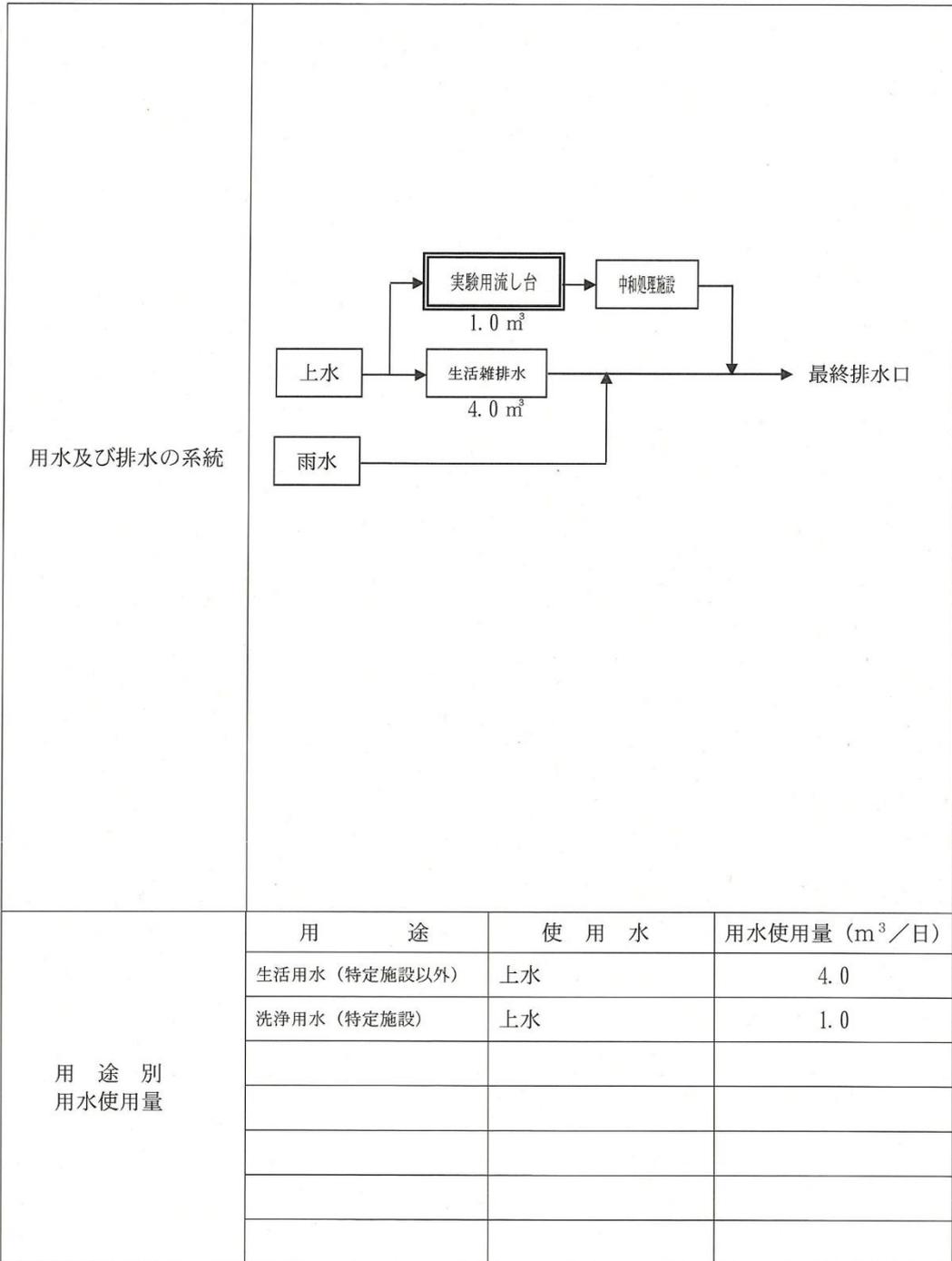
備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

変更前後がわかるように、記載してください。

別紙6

用 水 及 び 排 水 の 系 統

(変更前)



用水及び排水の系統

用途別  
用水使用量

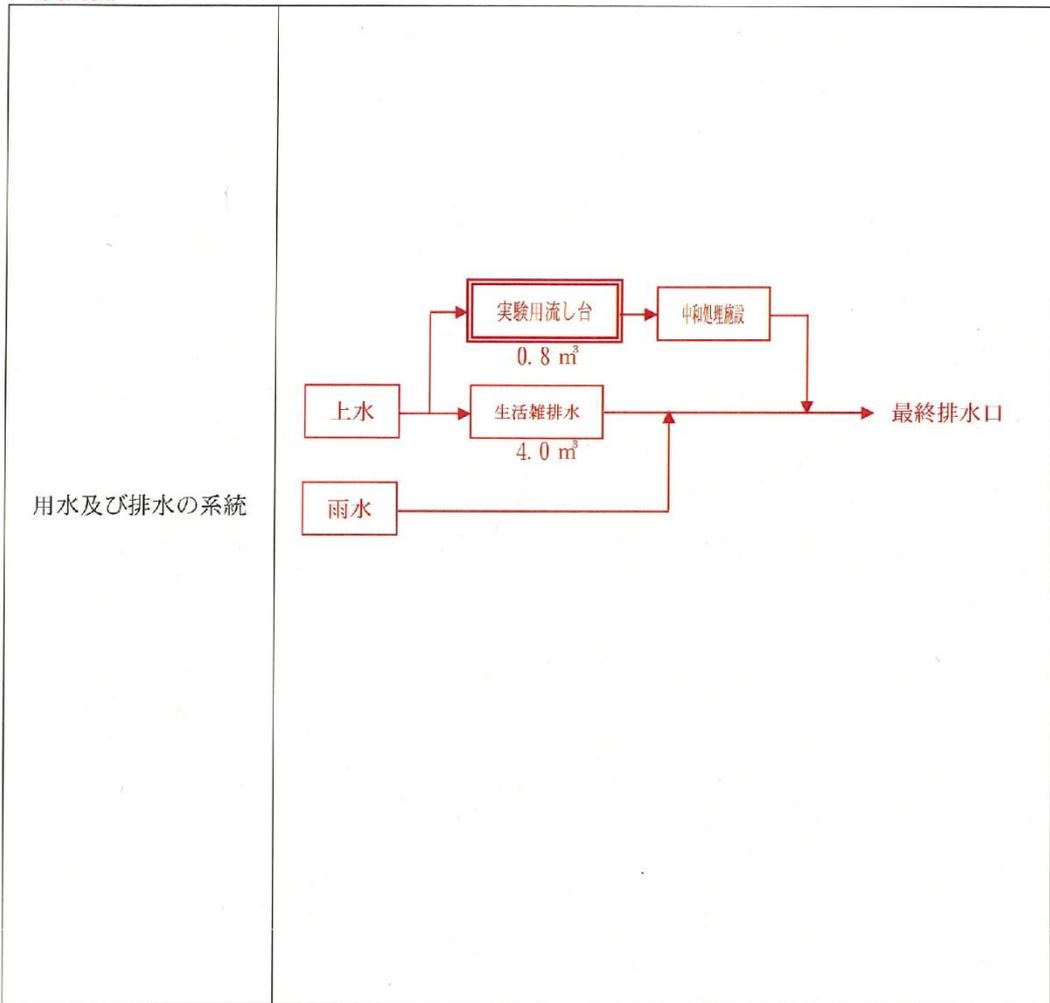
用 途	使 用 水	用水使用量 (m <sup>3</sup> /日)
生活用水 (特定施設以外)	上水	4.0
洗浄用水 (特定施設)	上水	1.0

変更前後がわかるように、記載してください。

別紙6

用 水 及 び 排 水 の 系 統

(変更後)



用水及び排水の系統

用 途 別 用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m <sup>3</sup> /日)
	生活用水 (特定施設以外)	上水	4.0
	洗浄用水 (特定施設)	上水	0.8

(6) 水質測定記録表(様式第 13)

様式第十三(第十五条関係)

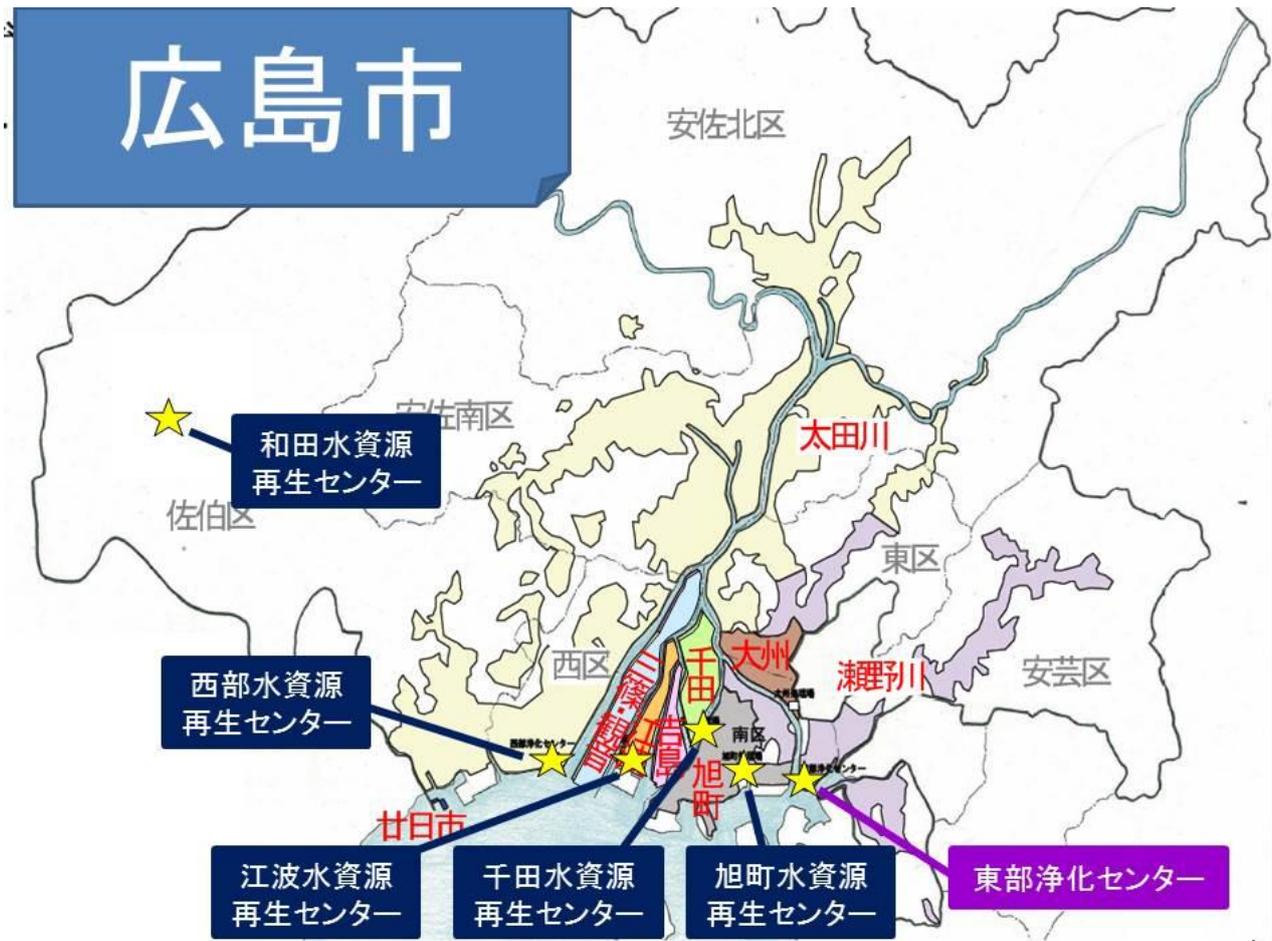
水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)								

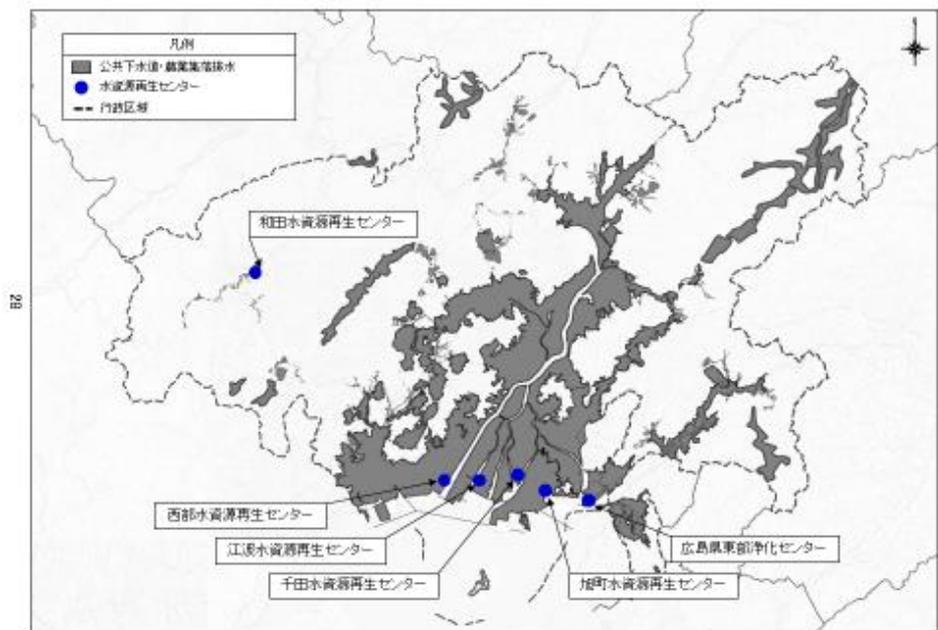
備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省建設省令第1号)第 13 条に規定するところにより 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

(7) 水資源再生センターと処理区域



広島市下水道事業区域図



**【手引きに関する問合せ】**

広島市下水道局管理部管理課 水質管理係

TEL :(082)241-8250

FAX :(082)248-8273

E-mail:g-kanri@city.hiroshima.lg.jp

